

令和5年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和4年度実施)の変更点について

令和4年3月2日
大分県教育庁教育人事課

令和4年度に実施する教員採用選考試験について、以下のとおり、第1次試験の免除制度の拡充、第2次試験の「口頭試問」の廃止と「面接Ⅰ」の導入、「特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）」の受験資格の緩和を行います。

なお、日程等の試験の詳細は、5月上旬頃に実施要項において公表します。

1. 第1次試験の免除制度の拡充

- より多くの方に受験していただけるよう、一般選考の第1次試験の免除制度について、これまで「前々年度または前年度実施試験の第2次試験までを受験し、合格した方」を第1次試験免除の対象としてきましたが、次のとおり、「前年度実施試験の第1次試験を受験し、合格した方」にまで対象を広げます。

これまで

次の①又は②のいずれかの要件に該当する者は、希望により第1次試験を免除する。
ただし、特別選考Ⅱ（社会人特別選考）、Ⅲ（スペシャリスト特別選考）及びⅣ（他県教諭特別選考）を受験する者並びに併願を希望する者は除く。
①前々年度の大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であって、かつ、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者
②前年度の大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であって、かつ、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者

令和4年度実施試験

次の①又は②のいずれかの要件に該当する者は、希望により第1次試験を免除する。
ただし、特別選考Ⅱ（社会人特別選考）、Ⅲ（スペシャリスト特別選考）及びⅣ（他県教諭特別選考）を受験する者並びに併願を希望する者は除く。
①前々年度の大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であって、かつ、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者
②前年度の大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験を受験し、合格した者であって、かつ、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者

※要件の②を変更します。この変更により、第1次試験免除の要件を満たす方が増加します。

▽次のページをご覧ください。

○また、第1次試験免除の方が増加することで、第1次試験から受験する方の合格者数に影響が出ないよう、第1次試験の合格者数について、次のとおり規定を変更します。

これまで

第1次試験の一般選考における合格者数は、採用予定者数の2倍の数（採用予定者数が1人の場合は4倍の数）とする。ただし、前年度実施の大分県公立学校教員採用選考試験で、試験を実施しなかった試験区分（教科・科目等）は、採用予定者数の3倍の数（採用予定者数が1人の場合は5倍の数）とする。

ただし、採用予定者数が10人以上の試験区分（教科・科目等）については、上記の数から第1次試験免除者数を減じた数を合格者数とする。

令和4年度実施試験

第1次試験の一般選考における合格者数は、採用予定者数の2倍の数（採用予定者数が1人の場合は4倍の数）とする。ただし、前年度実施の大分県公立学校教員採用選考試験で、試験を実施しなかった試験区分（教科・科目等）は、採用予定者数の3倍の数（採用予定者数が1人の場合は5倍の数）とする。

※傍線部の規定を撤廃します。第1次試験免除の方が増加しても、第1次試験から受験者する方の合格者の数が減ることはありません。

▽次のページをご覧ください。

2. 第2次試験の「口頭試問」の廃止と「面接Ⅰ」の導入

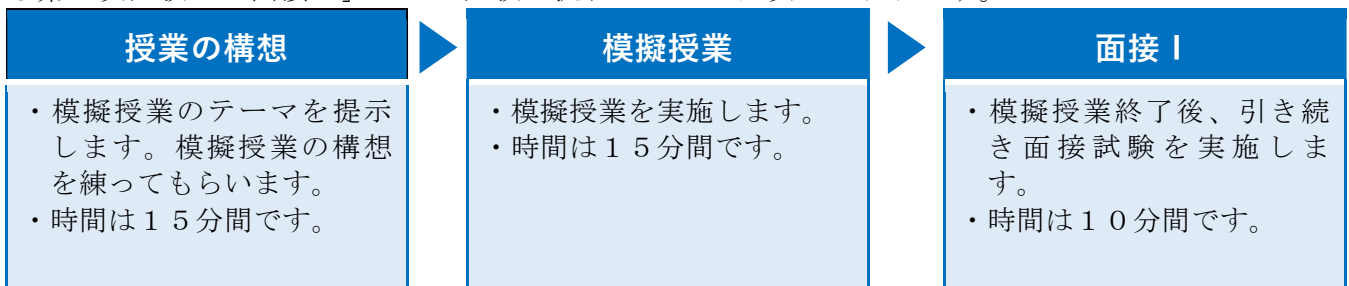
○教員として必要な専門性をよりの確に判断するために、これまで第2次試験で実施していた「口頭試問」に換えて、教科指導等に対する考え方や意欲などを含め、より広い観点で評価する面接試験を導入し、名称を「面接Ⅰ」とします。

なお、第3次試験で実施する「個人面接」の名称は「面接Ⅱ」に変更します。

○「面接Ⅰ」の概要については次のとおりです。

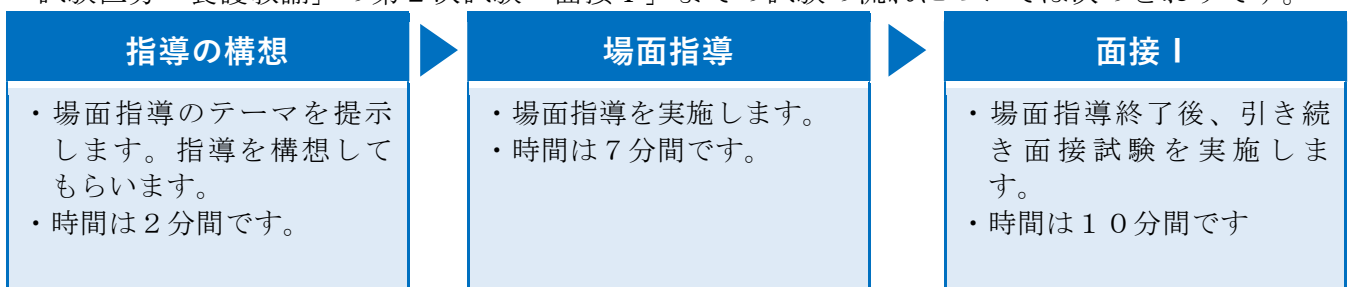
質問の概要	・模擬授業（場面指導）に関することへの質問 ・受験者の考えや意欲を含め、広く教員として必要な専門性を評価する質問
評価項目	意欲・実践力・専門力・指導力
試験時間	1人あたり10分
配点	150点 ※実技を課す試験区分については120点

○第2次試験の「面接Ⅰ」までの試験の流れについては次のとおりです。



○試験区分「養護教諭」では、「模擬授業」に換えて「場面指導」を実施します。

試験区分「養護教諭」の第2次試験「面接Ⅰ」までの試験の流れについては次のとおりです。



▽次のページをご覧ください。

3. 「特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）」の受験資格の緩和

- 実践力に富む優秀な人材の確保を目的に実施している「特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）」の受験資格について、より多くの方に受験していただけるよう、これまで「試験実施年度の4月1日現在3年以上である者」としていた勤務期間についての要件を「試験実施年度の3月31日現在3年以上である者」に変更し、他県で教諭として勤務3年目の方も受験ができるように緩和します。
- 令和5年度大分県公立学校教員採用選考試験（令和4年度実施）の「特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）」の主な受験資格と試験内容については、次のとおりです。

主な受験資格	次のア及びイに該当する者 ア 大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員(志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。)としての勤務期間が <u>令和5年3月31日現在3年以上</u> (休職育児休業の期間を除く。)である者 イ 令和5年3月31日現在、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校の正規教員(志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。)又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員(臨時的任用の者は除く。)として勤務している者
試験内容	第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験の「面接Ⅱ（個人面接）」のみ実施

問合せ先
大分県教育庁 教育人事課
採用試験・免許班
TEL 097-506-5518